

平成 25 年（2013 年） 度  
金沢大学大学院法務研究科  
入学試験問題

私 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 25 年度（2013 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 つぎの事例を読んで、あとの（問い）に答えなさい。

男 A と女 B は夫婦である。A は現在単身赴任中で、A 所有の土地建物（以下「本件土地建物」という。）には、B が一人で暮らしている。

平成 2 年頃、B の住む地域では、いわゆる地上げ屋が横行しているという噂が広まっていた。B も、近隣からこの話を聞き、不安に思い、友人 C に相談することにした。C は、法律に詳しいようで、B は、かねてから、B が被害を受けた交通事故の示談や、商品購入についてのローンの支払いをめぐるトラブルなどについて相談にのってもらっていた。

地上げ屋問題について相談を受けた C は、B に対し、「本件土地建物の登記名義が今のままであると地上げ屋の被害が及ぶかもしれない。危険を避けるために、本件土地建物の登記名義を自分（C）に移しておけばどうか。」と持ちかけた。B はこれに同意し、B と C は早速、司法書士の事務所を訪ねたが、本件土地建物の名義人は A であり、A がいないと、登記の移転はできないと言われた。そこで、B は、単身赴任中の A に電話し、事の次第を説明した。A は、「B が C を信頼しており、また、地上げ屋から B を守るためであればいいよ」と述べ、本件土地建物の登記簿上の所有名義人を形式上 C に移転することに同意した。

A が帰省した際、A・B・C の 3 名はそろって、再度、司法書士の事務所へ赴いた。そして、C に対する所有権登記申請手続を司法書士に委任し、A・C 間の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を原因として、A から C に対する所有権移転登記を経由した。その際、名義人の変更は形式上であるからということで、代金額その他の約定については何ら定めることはなかった。

C は、このわずか 3 日後、本件土地建物を 3 0 0 0 万円で、D に譲渡し、C・D 間の売買を原因として、C から D に対する所有権移転登記を経由した。さらに半年後、D は、E 金融機関から融資を受けるに際して、本件土地建物に極度額 3 0 0 0 万円の根抵当権を設定し、根抵当権登記を経由した。

（問い）

A が、E に対する抹消登記手続請求において、本件売買契約の無効を主張した場合に、E はどのような反論が可能か、論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの(問い)に答えなさい。

A株式会社(以下、「A社」とする。)は種類株式発行会社ではなく、定款に株券を発行する旨の定めがある。A社は取締役会設置会社であるが、委員会設置会社ではない。

A社は、定款で、定時株主総会における議決権行使のための基準日を3月31日と定めている。平成24年4月1日の時点で、A社の発行済株式総数は1万株であり、A社の発行可能株式総数は2万株であった。A社の代表取締役はYであり、A社には他に2名の平取締役がいた。A社の定款には、「株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する。」旨の定めがある。

A社の株式1000株を有していた株主Pは、平成24年2月に、当該株式1000株をすべてQに対して譲渡し(以下、「本件譲渡」とする。)、Qに株券が交付された。しかし、本件譲渡について、Pは、A社に対して譲渡の承認請求をせず、Qも、A社に対して取得の承認請求をしていない。したがって、本件譲渡について、A社の取締役会の承認はない。そのため、当該株式1000株について、株主名簿には依然としてPが株主として記載されている。

A社は、平成24年6月の定時株主総会(以下、「本件総会」とする。)において、新株発行(以下、「本件新株発行」とする。)の議案を提出した。本件新株発行は、1株1万円ですべて5000株を発行し、そのすべてをB株式会社(以下、「B社」とする。)に対して割り当てるというものであった。本件総会の前日の時点において、A社株式の1株の価値は2万円であった。なお、B社は、A社の取引先である。

Pが平成24年2月に株式を譲渡したことを知っていたYは、本件総会開催に際し、PとQのいずれに対しても総会招集通知を行わなかった。Pは、本件総会への出席を希望したが、Yは、Pがすでに株式を譲渡したことを理由として、Pの出席を拒否した。

本件総会において、本件新株発行議案は、株主総会の特別決議の要件(会社法309条2項)をぎりぎりみたく数の賛成によって可決された。その後、A社は、本件新株発行を行った。

本件総会に出席し本件新株発行議案に反対票を投じたX(A社株式1000株を保有)は、本件新株発行によりXの保有株式の価値が低下したと主張して、会社法429条1項に基づき、Yに対して、株式の価値の低下分の損害の賠償を請求した。

(問い)

Xの請求を認めるべきか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。